

## 大阪湾広域臨海環境整備センター パブリックコメント手続実施要綱

### (趣 旨)

**第1条** 大阪湾広域臨海環境整備センター（以下「センター」という。）事業の運営における公正の確保並びに透明性及び説明責任の向上を図るために実施する関係住民の意見を聴取するための手続（パブリックコメント手続）について定める。

### (パブリックコメント手続の対象)

**第2条** この要綱によるパブリックコメント手続の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 広域臨海環境整備センター法第20条の規定に基づく基本計画の作成又は変更（同法施行規則第5条に定める軽微な変更を除く。）
- (2) 前号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続が必要であるとセンターが認めるものの作成又は変更

2 意見聴取の手続等が法令等により定められているもの又はその性質上パブリックコメント手続に適さないものは、この要綱の適用除外とする。

### (計画等の案の公表方法)

**第3条** 理事長は、前条第1項各号に定める基本計画等（以下「計画等」という。）の案の最終案を決定するまでの適切な時期に計画等の案を公表し、広く関係住民等から意見を求めるものとする。

2 理事長は、前項の規定により計画等の案を公表するときは、次に掲げる方法その他の適切な方法により行うものとする。

- (1) センター（本社）への備え付け
- (2) センターのウェブサイトへの掲載
- (3) その他センターが必要であると認める関係団体等への備え付け

3 理事長は、第1項の規定により計画等の案を公表するときは、必要に応じて、計画等の案に関連する資料を併せて公表するものとする。

### (意見等の提出)

**第4条** 意見等の提出期間は、概ね1か月程度の期間を確保することを基本に定めるものとする。

2 意見等は日本語によるものとし、その提出方法は、あらかじめ指定する送信先への電子メールでの送信によることを基本とする。この場合において、デジタルデバイド（情報通信の格差）に配慮し、持参、郵便、ファクシミリなどインターネットを用いない方法も確保するものとする。

- 3 意見等を提出しようとする者に対しては、意見等の提出を受ける際に、住所（法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地）、氏名（法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名）及び連絡先の明記を求めるものとする。
- 4 前3項に定める事項は、当該計画等の案等を公表するときに明示する。

#### （意見等の取扱い）

**第5条** 理事長は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、計画等の案の決定を行うものとする。

- 2 理事長は、計画等を定めたときは、提出された意見等の概要及びこれに対する対応を公表するものとする。ただし、提出された意見等のうち、単なる賛否のみの表明に係るもの及び意見等を求めている計画等の案に関連のないものについては、対応を公表しないとすることができる。
- 3 提出された意見等のうち、公表することにより、個人又は法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが含まれる場合には、公表する意見等の概要から当該部分を削除し、又は意見等の概要の全部を公表しないとすることができる。

#### （補則）

**第6条** この要綱の施行に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。